

# 令和 3年度予算見積調書

課室名: 健康長寿課  
 担当名: 母子保健担当  
 内線: 3426

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B153	身体障害児等対策費		一般会計	衛生費	公衆衛生費	母子衛生費	身体障害児等対策費	
事業期間	昭和29年度～	根拠法令	育成医療: 障害者総合支援法第58条 結核児童療育給付: 児童福祉法第20条		宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	10
					分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	10-2
1 事業の概要			5 事業説明					
身体に障害のある児童又は放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童への医療給付。 結核に罹患して長期入院している児童への医療給付。 これらにより、児童の健全な育成と福祉の向上を図る。			(1) 事業内容 ア 自立支援医療(育成医療) 身体に障害のある児童又は放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で確実な治療効果が期待できる者に対する医療給付。給付は市町村が行い、県はその費用の1/4を負担する。 73,839千円 イ 結核児童療育給付 結核に罹患して長期入院している児童に対し、医療の給付を行い、療養中に必要な学習用品等を支給する。 624千円 ウ 事務費 市町村における事業を円滑に進めるための経費 473千円					
(1) 自立支援医療(育成医療) 73,839千円 (2) 結核児童療育給付 624千円 (3) 事務費 473千円			(2) 事業計画 ア 自立支援医療(育成医療) 市町村が実施主体となり、事業を実施する。 イ 結核児童療育給付 県が事業を実施する。(県内指定都市・中核市は各市が実施)					
2 事業主体及び負担区分			(1) 国1/2(県1/4)市町村1/4 (2) (国1/2・県1/2)					
3 地方財政措置の状況			(区分) 社会福祉費 (細目) 児童福祉費 (細節) 身体障害児等援護費					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員			9,500千円×0.4人=3,800千円					
			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
予算額		国庫支出金	分担金・負担金					
決定額	74,936	289	42				74,605	553
前年額	74,383	173	56				74,154	